

○大府市ねたきり高齢者等理美容サービス事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、在宅のねたきり高齢者及び重度の身体障害者（以下「ねたきり高齢者等」という。）に対し、その家庭を訪問し、理美容サービスを行うことにより、ねたきり高齢者等の保健衛生及び福祉の向上を図ることを目的として実施する大府市ねたきり高齢者等理美容サービス事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 事業の対象となる者は、本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 65歳以上の者で、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により要介護4又は要介護5の認定を受けたもの
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定による身体障害者手帳1級又は2級所持者
- (3) その他市長が必要と認める者

(理美容サービスの内容)

第3条 理美容サービスの内容は、頭髪の刈込、顔そり及び調髪とする。

2 理美容サービスは、対象者1人につき1年度当たり6回以内とする。ただし、年度途中での申請にあつては、当該年度の残りの月数（当該申請をした月を含む。）に2分の1を乗じて得た数（1未満の端数は切り上げる。）を回数の上限とする。

(申請手続)

第4条 理美容サービスを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ねたきり高齢者等理美容サービス事業利用申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(決定通知)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに、その適否を決定し、ねたきり高齢者等理美容サービス事業利用認定・却下決定通知書（第2号様式）を申請者に交付するものとする。この場合において、理美容サービスの利用認定を決定したときは、申請者に対し、理美容券（第3号様式。以下「利用券」という。）を交付するものとする。

(利用の方法)

第6条 利用券の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、愛知県理容環境衛生同業組合知多東支部大府部又は愛知県美容業生活衛生同業組合半田支部（以下「組合」という。）に加入している契約店舗に理美容サービスを要請し、利用券を提出する。

2 前項の規定により利用券の提出を受けた店舗は、利用者の居宅において理美容サービスを行う。

(費用負担)

第7条 利用者の理美容サービスに要する費用の負担は、1回の利用につき1,500円とし、利用者が利用した店舗に対して直接支払うものとする。

(事業の委託)

第8条 事業の実施については、組合に委託して行うものとする。

(料金の請求)

第9条 組合の代表者は、利用者から受け取った利用券をとりまとめ、市長に料金を請求する。

2 市長は、前項に規定する請求があったときは、速やかに、その検査を行い、組合の代表者に対し、当該事業に係る料金を支払うものとする。

(利用券の返還)

第10条 利用者が死亡し、又は第2条各号のいずれにも該当しなくなったときは、速やかに、未使用の利用券を市長に返還しなければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第11条 利用者は、利用券を他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(利用の中止)

第12条 市長は、利用者がこの要綱に違反したときは、既に交付した利用券の全部又は一部を返還させることができる。

(関係機関との連携)

第13条 市長は、事業を実施するに当たり、常に地域包括支援センター、指定在宅サービス事業者、民生児童委員その他関係機関及び関係者との連携を密にしなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成元年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。